

平成20年9月9日（火）

○議長（中上良隆君） 順番8、1番 岡君。

〔1番（岡 弘悟君）登壇〕

○1番（岡 弘悟君）おはようございます。早速ではございますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

近年、億単位で処理されている不納欠損額と16億円を超える収入未済額についてです。

1番、払えるが払う意思がない方と、払う意思はあるが払えない方との区別はどのような方法で行い、現在どの程度把握されているのか。

2番、平成18年度と平成19年度の不納欠損額を比較すると約70%増加していますが、理由として考えられるものは何でしょうか。さらに負担金及び手数料の収入未済額も増加傾向にありますが、その理由として考えられるものは何でしょうか。

3番、16億円を超える収入未済額を発生させた過去の徴収体制と現在の徴収体制の相違は何でしょうか。また、現在の徴収体制での成果を具体的にお教えてください。

4番、国民健康保険税の収納率が92%を下回る本市は、交付金に対し5%のペナルティ、約2,700万円を課せられています。早急に改善すべき問題だと思いますが、現在、改善に向けての施策は行われているのでしょうか。

5番、現在の各部署が徴収、回収を行う分割型のシステムではなく一括型のシステム構築が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中上良隆君） 1番 岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君） 徴収業務を分割型

から一括型のシステムを構築することについてのご質問であります。市の債権にさまざまな債権があり、それぞれの根拠法令により、徴収に関する規定や強制力が異なります。また、一方的に徴するものから事業として反対給付を行うものなど多岐にわたります。現在、平成18年度から平成19年度にかけ、税の徴収体制の大幅な変更を行っており、この業務の定着化に力を注いでいるため、もう少し時間の猶予をいただいた上、他市の状況も参考にしながら本市の実情に沿った効率性・実効性のあるシステムを検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中上良隆君） 総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君） それでは、続きまして不納欠損額と収入未済額についてお答えをさせていただきます。

払えるが払う意思のない人と、払う意思はあるが払えない人との区分の方法等について、税債権を例にお答えさせていただきます。

平成19年度以前に課税した市税について、平成20年8月末現在で滞納者が4,750人となっており、順次催告書を送付し、納付相談などによる自主納付を促しているところであります。これに並行して、完納に至らない各滞納者については財産調査を実施し、納税能力の有無を市が判断の上、滞納整理業務を実施いたしております。したがって、議員おただしの区分による把握はいたしておりません。なお、本年度からこの方針で事務処理を進めており、ここ2年から3年以内には一巡したいと考えております。

次に、市税の不納欠損についてであります。滞納整理業務は、従来、粘り強い納税交

渉により自主納付を促す方針で取り組んできました。その際、納付誓約などの書面によらず、口頭による意思表示や口約束のみの案件がございました。従来の手法を見直し、今後、貴重な財源確保などのため法的な滞納処分にも積極的に取り組んでいくという方針のもと、これら案件について徹底した調査を行い、法的強制執行の際、債権の立証が困難と思われる納付誓約書などのないものについて、徴収が見込めない債権として不納欠損処理をすることとしたため不納欠損額が大きくなりました。

次に、徴収体制の相違についてであります。従来、市税などの徴収は、主に集金や納付交渉などによる自主納付を促す手法により取り組んできたところでございます。しかし、三位一体改革による地方への税源移譲が行われ、財源確保の観点から市税等の徴収業務は今までに増して重要視されるようになってきました。各市町村は、法的強制執行などに積極的に取り組むという新たな方針のもと、徴収業務の体制強化に取り組んでいるところであります。

法的滞納処分を執行していくためには、職員の意識改革はもとより、その業務執行の基礎技術の習得と能力向上が不可欠であります。本市といたしましても、市税の徴収に関し、平成19年度から和歌山地方税回収機構に職員を短期スタッフとして派遣し、徴収強化に向けた職員育成に努めてきたところであり、平成20年度においては、納税課の職員を3名増員し、滞納処分を視野に入れ、業務執行方法や執行体制の見直しを行い、徴収強化に取り組んでいるところでございます。また、搜索による差し押さえとインターネット公売の実施等にも着手したところであり、今後、各年度の決算数値において成果が現れてくるものと確信をいたしております。

次に、国民健康保険税については、平成18年度の国民健康保険一般被保険者に係る保険税収納割合が91.40%であったため、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」第7条第1号の規定による92%に満たなかったことにより、平成19年度の普通調整交付金が5%、2,709万4,000円が減額されたものであります。また、徴収方法については、期間を定め、賦課担当課と徴収担当課との合同による徴収特別対策を実施する等、徴収率の向上に取り組んできたところであり、今後も他の税金の徴収強化方針に準じ、賦課担当課との連絡・連携を密にして徴収率の向上に取り組んでまいりますので、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）次に、市営住宅使用料の滞納についてお答えいたします。

市営住宅使用料累積滞納額は、平成18年度は6,027万4,520円、平成19年度は6,136万2,000円で、108万7,480円の増額となっております。現在、住宅使用料の滞納整理につきましては2名の担当職員を配置し、電話督促や督促状、催告状を送付するとともに、年間延べ2,122回の訪宅徴収を実施する中で、返済指導や夜間徴収等の徴収努力をいたしておりますが、今の経済情勢の悪化が改善されにくい状況において徹底した滞納額の解消に至っていないのが現状です。今後についても、住宅使用料納付の公平な負担を強く滞納者に求め、悪質滞納者に対しましては法的処置をとりながら滞納解消に努めてまいります。

○議長（中上良隆君）1番 岡君、再質問ありますか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）ありがとうございました。

まず、1番からお聞きしたいんですけども、今、滞納されている方が4,750人いらっしゃるということなんですけども、その中で、聞き方が悪かったのかどうか分からないんですけど、意思がない方と意思がある方という区分というか、徴収をまず始めるにあたって一番初歩で大事なことやと思うんですけども、その調査区分というか、まあ言えば、経済的に払える人と払えない人の調査区分というのは非常に大切なことやと思うんですけども、僕が聞き漏らしたのかな、4,750人のうち二、三年で一巡して調査を調べていくというような話やったんですけども、不納欠損に至るまでというのは、市税の場合は税金なので5年ですか、最長ではありませんけど、途中で執行停止もありますので、5年の猶予というか5年間という期間があるんですけども、なぜその調査がまだ終わってないかというのが非常に疑問なんですけどもね。今始めたばかりみたいなような答弁をいただいたんですけども、もともとこういった調査というのは過去の体制ではやられてなかったんですかね。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今までからも調査ということではやってはありました。ただ、ご指摘のとおり、その調査に費やす業務時間数等々につきましては、やはり少なかったという結果が出てきております。今回、一巡から二巡してということなんですけれども、先ほどご答弁させていただいたとおり、回収機構へも職員の派遣を行い、専門的な技術を習得しておりまして、今回、先ほど申し上げた市内4,750人、その方々全員に再度調査を行っております。そして、その都度、今までの交渉記録、それから督促・催告、それから分納誓約、それから納税最終催告書等の手続きを順次行っておりまして、その予定が完了するのが約2年必要になってくるということで、

その中で、その作業が終わると同時に、また並行しまして、どうしても話し合いに、納税相談に来ていただけない、市役所にご連絡いただけない、そういった方につきましては、執行権を持っておりますので、金融調査、すべて財産調査をやらせていただいております。ほとんど全員やる予定にしております。

そして、その中でも、先ほど議員ご質問の、払う意思があるんだけど払えない、また、払う余裕はあるんだけど払わないという方々が、その財産調査等々で判明してまいります。そういう場合には、納税最終催告書を送らせていただいて、いついっかまでに来てくださいと。お見えにならない場合は最終差し押さえの手段、法執行を行いますという文面をお届けさせていただくんですが、それでもおいでいただけない場合は、該当する方はすべて差し押さえ等、会社へお勤めの方は給与の差し押さえ、預貯金等ある場合は預貯金、金融機関への調査を行いまして口座を差し押さえさせていただいております。不動産がある場合は不動産の差し押さえをさせていただいておるといような状況でございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）時間が少なかったというお話を今お聞きしたんですけども、現在、行政側の人数もかなり削減されてきてまして、それプラス、高野口町との合併によってエリアも広がった。その状態で、過去に旧橋本市の状態ですべてできてなかったものが、今後二、三年の間にできるんでしょうか。完全にこれの把握ができるんでしょうか。その辺をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今までは、合併する以前も合併してからもそうだったんですが、平成18年度までは徴収嘱託職員によりまず訪宅させていただいて税金をお預かりさせてい

ただいて市の金庫に入れるというやり方をメインにしておりました。そうなりますと、やはりどうしても法的強制執行も手続きは件数が少なくなっておりまして、ちなみに申し上げますと、平成19年度の差し押さえ件数は17件、今現在8月末でございますけれども、平成20年度では現在123件の差し押さえをさせていただいております。そういうことで、基本的というか原則論ですけれども、ケース・バイ・ケースがございますけれども、あくまでも税金は納めていただく納税義務がございますよということの中で、基本的に橋本市としましては自宅へはお邪魔しないと、基本的には納めてくださいと、口座振替をしてくださいと、これは勧めております。なおかつ諸般の事情等で納められない等々、やはり家庭の事情もございます。経済的な事情もございます、そういう方々等については分納誓約等でご相談にも乗らせていただきますというようなことで、今現在取り組んでおります。そういうことで、直接お邪魔しないで法的に淡々と進めさせていただくという方針に切りかえをさせていただいておりますので、そういった徴収業務に切りかえますと、4,750人、この方々、今のシミュレーションでも2年もあれば十分一巡できるということでご答弁させていただいた次第でございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）そしたら、意思があってもなかったら、払ってなかったら扱いは一緒ということなんですかね。つまり法的に強制的にやっていくということによろしいんですか。そういうことですよ。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）滞納される方には個々に個別の諸般のいろんな事情がございます。ですから、一概にこういうやり方ということとは非常に危険な部分もあるということ

は、私どもも理解はいたしております。ただ、財産調査等をさせていただいておる中で、やはり我々行政担当、徴収担当が判断した中では、法的手続きをさせていただいておる部分がほとんどです。中には本当に払いたいんだけれども払えないという方々もおられますので、その部分については、私どもも担当職員にはより親切なといいますか、相談に乗るよりの指示はさせていただいております。その点、個々に事例を挙げますと非常に数たくさん事例がございますので、申し上げる何がないんですけれども、滞納はされておるけれどもそれなりの事情があるという方については、それなりの納税相談には応じさせていただいておるという状況でございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）ちょっと理解できないというか、それは非常におっしゃっていることは理解できるんですけども、その方法が全く理解できないというか、訪問されてないですよ。訪問されずに、そして調査を行って二、三年で4,750人の調査を終えて、事務的に淡々とやっていくと言いながら、いや、事情がある人にはやっていくというのは、どうやってそれを理解されるんですかね。要は事務的に淡々と行っていくと言いながら、いや、事情のある方には相談に乗りますよと。どうやってその事情を知るんですか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）事務的なご答弁をさせていただきますが、私どもは納税最終催告書を送らせていただきます。そうしますと、一切それに応じていただけない、何のご連絡もない場合は法的手続きなんですけれども、その段階でお電話いただくなり来庁される方もございます。その中では窓口でご相談させていただいておると。そして、また差し押さえさせていただいた物件等々がございます。

そのときにも納税者の方といいますか滞納者の方は、市役所のほうへ何らかのご連絡をしていただけるケースが非常に多ございます、差し押さえした段階では。そういうことで、訪宅もしておるという部分についてはどうかということなんですけれども、やはり健康上のお体の都合でどうしても動けない、ちょっと来てほしいと、パーセンテージは非常に少ないわけなんですけれども、そういった方々、それからいろんなケースがあるんですけれども、そういう身体上のご都合とかいろいろありますが、そういう部分については、それは訪宅させていただいておるということなんですけれども、原則は何ら連絡もしていただけない方々については執行させていただいておると。ただ、我々も何が何でも法的に強制執行なり法的にというわけでもございませんので、電話によりますところの、税金が滞っておりますよと、納めてくださいというような電話連絡もさせていただいておりますし、夜間受けつけなり、それから納税相談日というのを月に何日か設定させていただいて、その中で、市の広報等もそうなんですけれども、納税者の方々にご連絡させていただいて、そういう相談できる機会を設けてございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）はい、わかりました。

次に2番のほうで。不納欠損額が70%増加しているという中で、法的に口約束やったり、そういったところで強制できない部分に関しても、もう不納欠損で落としていったということで増えたというのはわかるんですけれども、負担金等手数料の部分について、もうちょっと詳しく。何でこれが現状増加傾向、僕の持っている表では、かなりこの1年間で突然ぼんと増えたりしている部分もありますので、その辺の分析がどうなっているか詳しく教えていただけますか。増えている原因は何かと

いうところについて。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）議員に逆に聞きたいんですけども、不納欠損じゃなしに未収入額だと思います。それでよろしいでしょうか。それだけちょっと確認。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、使用料・手数料につきましては、市営住宅等につきましては平成18年度の滞納額が約890万円、それで徴収率が92%となっております。それで、19年度の現年度につきましては93.33%の収納率ということで若干増えておりますが、市営住宅につきましては、今までのすべて累積が来ておりますので、その年の現年の分と、それから今まで累積から徴収いたしました差が若干100万円から200万円程度あります。それが毎年上がっていくという現状でありまして、その中でも先ほど悪質な滞納者につきましては、本年度4件、今、法のほうで裁判をしております。それで2件につきましては近日退去すると。あと2件につきましては、所有者、使用者が不在ということになってきまして、強制退去という形の手続きをとって、まずそれにつきましては滞納の額が増えないように、それはとめたいと思います。その結果を見ながら、次にまた悪質滞納者につきましては、そういった対応でまず処置をいたしまして、未納の滞納額につきましては、それ以上増えないという法的手段をまずとっていきたいと思います。

それと、まず分析なんですけれども、滞納者につきましては、すべて職員が在宅訪問なりいたしまして、それなりの理由をつけて報告をしております。なお、その中でも分納もありますけれども、分納しながら、累積のやつにつきましては年間約600万円ほどは滞納整理をしております。それで現年と累積の差が若

干差し引きが増えてきますので、毎年100万円程度は上がるかと思っています。これをもう少し強化いたしまして、法的処置をもっと考えながら、入居者に対してもこういうことをしていると一応PRをし、滞納額を減らしていきたいと思っています。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）すいません、僕の聞き方がまずかったですね。僕が言いたかったのは、税金、使用料・手数料もしかりなんですけども、各部署で今対応されていますよね。ちょっと話が飛んじゃって申しわけないんですけど。これは本当は市全体で考えていかなあかん問題やと思うんですけども、その中で、今、例にとって言わせてもらいました使用料及び手数料、今、建設部長からお答えいただいたんですけども、各部署にこういった収入未済額が上がってきていますよね。すいません、僕は全くこれを勘違いしていたんですけども、それについて各部署で全体の収入未済額を今後どうしていくかとかいったような会議とかは全く行われていないということなんですね、今現状では。言え、各課が個別に徴収とかなりを行っているということですのでよろしいんですね。そしたら、今、建設部長からそういった感じで、建設のほうはそうされていると言うんですけども、これはできない課とか部もあるんじゃないですか。人力的な問題、仕事の問題も含めて、もちろん建設部が人力的に余裕があるという話をしているんじゃないかと、仕事内容によっては全くできないという課とか部も存在しているということですか。それで収入未済額も増えていっているというふうに考えてよろしいんですかね。それは全く違うんですかね。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）ご質問にお答えします。

例えば使用料・手数料以外に分担金・負担金というのも未収入額で現れておるわけでございますけども、一番大きいのが保育料でございます。保育料が年々未収入額が増加しておりますまして、18年度と19年度を比較しますと約30%増加しておるといような状況でございます。これも今、議員がおただしになった人員の問題等もやはり影響があるものと考えております。

次に多いのが、先ほど建設部長が答弁させていただいた住宅使用料でございます。それ以外に介護保険料、それから住宅新築貸付資金等、それらが一番大きな額になってございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）はい、ありがとうございます。理由としてはさまざま考えられるとは思いますが、ちょっと僕の聞き方も悪かったんで申しわけないんですけど、3番に移らせてもらいます。

これも僕はよく理解できなかったというか、これだけの金額を発生というか残っている現状を踏まえて、今と、過去と言ったら失礼ですけども、前の徴収体制との一番の相違というのは何なんですか。そしてあと、これだけのものを発生させて、できてしまっているという問題点は何なのかというのを聞きたかったんですけども、その辺をもう一度具体的に教えていただけますか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、1点目の徴収体制の違うところということなんですけども、一言で言えば、18年度までは徴収嘱託員制度ということで、専門に朝から夕方、土日も含めて市内を回っていただいて税金を預かせていただいたということでの取り組みがメインでした。ところが、以前から議会でも

各議員からご指摘もご意見もいただいております、不納欠損額が多い、収入未済額が多いということの中で、平成19年度からは、合併後なんですけれども、俗に言います市職員によります直営体制と申しますか、直接橋本市の納税課の職員が法的根拠をもとに原則訪問をしないで法的執行手続きをとらせていただいておりますというのが現状でございます、徴収嘱託員制度を廃止して、市職員、納税課職員によります直接徴収体制に切りかえたというのが一番大きな、一言で申し上げれば、ご答弁させていただければそういうところでございます。

これだけ大きな額がなぜ、こういう1億三千何がしの不納欠損ということなんですけれども、いろんな理由はございます。まずは滞納される方と徴収する市の職員との距離が近過ぎるという問題も一つございました。それとやはり差し押さえ、そういったものの受ける感じ、イメージと申しますか、そういったことで、平成19年度を例にとりましても非常に件数が少ない、なかなか最終の法的執行までしなかったということでございます。それと、先ほどご答弁させていただきましたが、口約束と申しますか口頭での信頼関係で、市民の滞納者の方々とのお約束で何年間か年数が経過してしまったというのが大きな理由かと思っております。そういうことで不納欠損で時効が成立してしまった、税の時効が成立したということでございます。大きな要因としては以上です。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）ありがとうございます。職員と市民の方との距離が近かったということをお答えいただいたんですけども、それは今も変わらないんじゃないんですか。余計に近くなってやりにくくなっている部分も出てきていると思うんですけども、その辺はどう

なんですかね。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）確かに距離が近いのは、そういう部分では同じなんですけれども、税を取り巻く環境が変わってきたということでございます。と申しますのは、ご存じの、地方分権で国の施策によりまして市町村に税源移譲がされました。ところが、これは当然のことなんですけれども、いかに徴収率を上げるかいかんによって、制度上は税源移譲されておりますけれども、それをいかに徴収、納めていただくかという部分について、貴重な一般財源の確保に影響が出るということで、どうしてもそれを避けて通れないということで、橋本市の歳入では交付税と市税を合わせまして60%前後決算でも出てきております。そういう状況の中で、市税の徴収強化をしていく必要があるということと、県の地方税回収機構ができました、それは平成18年4月なんですけれども、それと紀北県税事務所、県自身も独自に徴収体制の強化に乗り出しまして、先ほどもご答弁しましたが、橋本市の職員を回収機構へ派遣し、また回収機構から、また紀北県税事務所からも橋本市のほうへ徴収の増員派遣をしていただいております。この中で、結果的に避けて通れないと、税の徴収強化に取り組まざるを得ないという周りの税の環境が変わってきたということで、どうしても距離が近いのは現実変わっておりませんが、それを無視してと申しますか、頑張っていきたいということで徴収強化に取り組んでおります。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）ちょっと言葉は悪いんですけども、おしりに火がついてきたから頑張っているとしか聞こえないんですけどもね。それでよろしいんですか。僕は税の公平さって、結局100%皆さんに払ってもらうもんやか

ら公平さが保たれるものであって、それは何ら今と状況は変わってないですよ。10年前と20年前と税の公平さの一番の論点は何かと言われたら、皆さんに払ってもらえるものやから、みんなが払わなあかんものやから徴収して、まあ言うたら公平さを保つということですよ。それを今のご答弁を聞いたら、やらなあかんから。言葉は悪いですよ。ただ、環境が変わってきて、もちろんわかるんですよ、実際やらなあかんのは、もちろん僕たちもやってもらいたいと思っておるんですよ。ただ、その手法とか法律が変わってやれるような状況になったからやっているというのわかるんですけども、今のご答弁を聞くと、それやったら、この5年間で4,750人の調査ができてなかったというのは、5年間って一区切りの例ですけども、話を戻して悪いんですけど、それはやってなかったからできてなかったんやというふうにとれるんですけども、その辺はそれでいいんですか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）4,750人の調査を全然やってなかったというわけではないという点だけは、ただ、そこへ費やす時間、人数等がある程度限られておったということはあるので、その点は私どもは深く反省もいたしております。ただ、全然やってなかったというわけではございません。

それと、おしりに火がついたという話なんです。確かにそういう一つの自主財源を確保していく必要があると。ますます少子高齢化、福祉関係等々にも予算も必要になってきておる中で交付税も減り始めるという状況という中では、確かに一つの要因もございます。

そういうことで、ただ、確かに以前と比べますと、なかなか議員ご指摘の部分も多々あるかと思ひまして、私どもも以前から今みたいな体制を取り組んでおれば、もう少しこ

ういう不納欠損、未済額も少なくなってきておるということでは反省もしつつ、今、業務に取り組んでおるところでございます。

ただ、当然滞納されている方といいますのは、納税義務者のほんの少しの割合でございます。本来税を義務として納めていただいている方々が大半ほとんどでございます。そういった方々の声というものについてもやはり我々は傾注していかなければならないのではないかと考えておりますので、その点、反省も踏まえまして、今後これからより精力的に取り組んでいきたいということで日夜頑張っておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）はい、わかりました。ありがとうございます。

4番、これのお話で、本市は過去はほとんど92%を上回っていましたよね。近年に入ってからですよ。先ほど聞いた施策というのは、それは92%を切ったから行われているものなんでしょうかね。それとも以前からずっとやってきたものを強化してやっているということなんでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）以前は92%を何とかクリアといいますか、頑張ってきておりました。ただ、ここ数年確かに切っております。そこらあたりは一言で申し上げますと、なかなかそこまで92%を切ってしまうとペナルティーが課せられるということはわかってはおったんですけども、なかなか滞納者の方どこに充当するか、滞納額100%を納めていただいたらいいんですけども、やはりどうしても国民健康保険税を滞納される方につきましては、ほかの税の滞納もあるわけでございます。そういった部分で、結果的に国民健康保険税部分への納めていただいた税を



充当するのが少し少なくなったということで、決して徴収強化はやってはおるんですけども、つい市税のほうへと。で、過去におきましては、そのペナルティーがございまして、国民健康保険税の92%を意識しまして、精力的にその部分を、あと目標いくらの金額だというようなことで取り組んだという経過も聞いてはございます。そういったことで、今後、徴収していただいた金額、税をどの部分でどの時期に配分していくとか充当していくかということが今後大きな我々の仕事の一つになってくるかと思っておりますので、その点、これにつきましても、去年もそうなんですけども、正直これも反省もいたしてございます。そういうことで、今後、国民健康保険税については、時期が来ればと言えは語弊がありますが、精力的に92%の数字を見ながら徴収率の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）ありがとうございます。市税のほうに充当するのは、一般会計に使用しますので、それはよくわかるんですけども、実際ペナルティーを受けているということは、満額払っておられる方に対して、いわばサービスの面、いろんな面に対して、その分に対してさらなる賦課がかかってきますので、その辺も考えて、こちらのほうも充当して考えていってもうたら、それはそれでありがたいと思っておりますので、よろしく願います。

5番、最後なんですけども、今までの流れでお話を聞いていたら、こういう質問をすると、各担当課、担当課でお話をいろいろ聞いてこなければいけない。そして、先ほど、今、部長がおっしゃったみたいに、金額を充当するとかいう、まあ言えは、滞納されている方は国民健康保険税だけではない人もかなりいらっしゃる。たくさん滞納されている部門

があると。そういったときに、例えば今の現状でしたら、使用料及び手数料の場合、税金は訪宅されていないとおっしゃっていたので、また別と考えて、訪宅するときに、それは各課とか部がもし行くのであれば個別で行くようになるでしょう。そうなったときに効率的になって、非常に非効率に感じるんです。言えは、Aという課・部が行って、もう一つの課も部もまた訪宅して、いや、さっき来てもうたところに払ってしまったので、もう実は払えないんやというようなことも実際起こると思うんです。そうなってきたら、各課・部で徴収できる、先ほどもお話をさせていただきましたけど、時間と人員が余っているとは言いませんよ、できる課と部の使用料と手数料は減っていきますけども、できないところがどんどん増えていってしまうと。そうなってきますと、一方では減りますけども一方では増えるという、まあ言えは、効率的にも全部悪循環になってきますので、できたら各部・部署関係なく、税金に関しては法律的な手続き等も、もちろん手数料もそうですけども、変わるとお話は伺ってはおるんですけども、そういったものを専門的にできる、一括して昔とっていた嘱託の方が行って訪問されるというのではなくて、本当に専門知識を持った方をプロパーとして雇い入れてやっていく方法も一つの手じゃちないんじゃないかなと思って、これは質問させてもうたんです。それは、今現状この市役所、本市が取り組んでいる人員削減というものに対しては、逆行する形にはなると思うんです、実際。一番の大綱であるものに対しては逆行する形ではあるとは思いますが、よく副市長もおっしゃられるんですけども、人件費で徴収率を上げることによって費用対効果がそれを上回れば、それにとっては本市にとってはプラスになるんじゃないかなと思うんですけども、その辺は

いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）システムの変更に関連した話かというふうに考えてございます。それで、私の答弁で簡単に言いましたですけども、いろんな使用料関係とか手数料関係、それから税については税法で強制力を発生するような関係で、直営というんですか、職員でしなければならないというような点もございます。また、水道関係でしたら、商法に基づきまして2年の時効消滅、商法関係ということもございます。そういうことで、水道料とか使用料については民間にも委託できるということもございます。そういうことで法律的な違いもありますし、払わない理由とかいろんな事情とかいうのが個々で違うわけでございますし、それを一括してしていく中でも、払わない人はお金がないというのが大部分でございますけども、理由もあります。そういうことでかなり情報が煩雑するんじゃないかということもございます。それで、少なくとも協力できるところは連絡調整はしていかなければいけないということは考えてございすけれども、すべての部分にプロパー的にそれを網羅してできるかというのは、ちょっと疑問かなということ考えてございます。

それと、9月の議会でも質問があったんですけども、検討、考えてまいりますということで、和歌山市なんかも紹介して、中では4月からそういう準備委員会、一括してできる準備委員会なんかもしているようでございすけれども、その名寄せというんですか、だれが支払い義務者かということの、それが同一か家族の中でも同じとか違うのかというような問題もありますし、それと連絡をくれないので、その分配といったら言い方がおかしいですけども、どこへ充てるかという問題もかなり難しいということで、かなり半年

以上たっていますけども、そこらの部分で悩んでいるということで、いつ実施できるかわからないというような状況も聞いてございすし、海南市でも検討したけども断念したという状況もございす。

ということで、システムの変更の中で専門知識のものということで言われましたけども、これにつきましても、ある部分だけ、水道と下水道だけとか税の部分だけとかいうことでしたら可能かと思っておりますけども、そのほかに保育料、それから住宅使用料も含めた全部のことで網羅できるような形のことのできるかというのについては疑問かなと、もうちょっと勉強していかなければいけないかなというふうに考えてございす。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）今、お話に出てきたんですけども、昨年、先輩議員がちょうど同じような形でご質問をされておったんですけども、その辺のメリット・デメリットというのは、研究して進めたけども現状の体制では非常に難しいということですよ。今、一括してやっていくのは非常に難しいということですよ。僕は一括はもちろん一つの手であって、それだけにこだわることはないんですけども、ただ、何度も申しわけないですけども、お話を聞いていると、税に対して徴収に対してのシステムが非常に変わってきたと、根本的から変えていって力を入れて取り組んでいるのは非常によくわかったんですけども、その使用料・手数料というものに関しては、エリアが増えて人員が減った分だけ仕事量も増えているのもわかりますし、それプラスまた同じだけの時間をこちらに、徴収というのは僕も会社をやっていますので、全く形は違うんですけども、集金業務へ行かしてもらいんですけども、やはりなかなかいただけないというところは根気の要る仕事です。そういう

ところに時間を割く時間のないどこかの課も必ずあると思うんです。そういったところの、これからの各部・課だけの一括でやっていくには人員的にも無理があるんじゃないかなと思ってこの質問をさせてもらったんですけども、今後これからこの問題が続いていくと思うんです。そのときに税だけではなくて、この手数料関係、使用料、未済額でこっだけ上がっている分というの減らしていかないことには、税金のほうが増収上がってもこっちのほうが増えていったのでは、もうどういうことかわからないというふうになってしまいますので、この辺も統括的にできないのであれば、もっと各部局を一つで、月に一度でもいいですけども、こういった形でやっていこうという会議を開いたりとか、人員的にも問題あるところを助けていくとか、もちろん縦割りと言ったら失礼なんですけども、やっぱり各部署は各部署のお仕事がありますので、なかなかそれは難しいとは思うんですけども、そうしていかないことには全体的に下がっていきませんので、その辺もこれから考えて、一つの課・部だけで考えていく問題ではなくて全体としてとらえて減らしていく問題だと思いますので、その辺も今後検討して考えていただけたらいいと思うんで、その辺もまたよろしくお願いします。これはもう要望で。

○議長(中上良隆君) これをもって、1番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、11時まで休憩いたします。

(午前10時47分 休憩)